

議 案 第 74 号

松戸市高等学校入学資金貸付条例等の一部を改正する条例の制定
について

松戸市高等学校入学資金貸付条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

期限の利益喪失条項を加えるとともに、遅延利息の利率を法定利率とすること等により、債権の適正管理を図るため。

松戸市高等学校入学資金貸付条例等の一部を改正する条例

(松戸市高等学校入学資金貸付条例の一部改正)

第1条 松戸市高等学校入学資金貸付条例（昭和45年松戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「または」を「又は」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「品行方性」を「品行方正」に改める。

第7条中「行なつた」を「行つた」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる事由が生じたときは、期限の利益を喪失させ貸付金の全部又は一部について速やかに返還させることができる。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 本人が退学又は停学の処分を受けたとき。
- (3) 貸付金が第1条の目的に反して使われたとき又は申請の内容に偽りがあつたとき。
- (4) 貸付金の返還を怠つたとき。

第8条を削る。

第9条の見出し中「および延滞金」を「及び遅延利息」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 正当な理由なく返還を遅延したときは、その遅延金額につき、遅延をした日の時点の法定利率による遅延利息を支払わせることができる。ただし、その計算して得た遅延利息の額が100円未満の場合は、この限りでない。
第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

(松戸市病院事業助産師及び看護師奨学金貸付条例の一部改正)

第2条 松戸市病院事業助産師及び看護師奨学金貸付条例（平成22年松戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、借受人が奨学金を返還すべき日ま

で返還しなかったときは、期限の利益を喪失させ奨学金の全部又は一部について速やかに返還させることができる。

第10条の見出しを「(遅延利息)」に改め、同条第1項中「返還すべき奨学金の額100円につき年7.3パーセントの割合をもって計算した延滞利子を支払わなければならない」を「遅延をした日の時点の法定利率による遅延利息を支払わせることができる」に改め、同条第2項中「延滞利子」を「遅延利息」に改める。

(国保松戸市立病院附属看護専門学校生徒等修学資金貸付条例の一部改正)

第3条 国保松戸市立病院附属看護専門学校生徒等修学資金貸付条例(昭和45年松戸市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び松戸市立福祉医療センター東松戸病院」を「、松戸市立福祉医療センター東松戸病院、松戸市立福祉医療センター介護老人保健施設梨香苑及び国保松戸市立病院附属看護専門学校」に、「「病院」を「「病院等」に、「もつて病院」を「もつて病院等」に改める。

第2条第1号イ及び第2号中「病院」を「病院等」に改める。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、期限の利益を喪失させ修学資金の全部又は一部について速やかに返還させることができる。

第9条第1号中「病院」を「病院等」に改める。

第10条の見出しを「(遅延利息)」に改め、同条第1項中「返還すべき修学資金の額100円につき1日2銭の割合をもって計算した延滞利子を支払わなければならない」を「遅延をした日の時点の法定利率による遅延利息を支払わせることができる」に改め、同条第2項中「延滞利子」を「遅延利息」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に決定する貸付け

から適用する。

(施行日前に決定した貸付けに係る特例)

- 2 市長は、第1条の規定による改正前の松戸市高等学校入学資金貸付条例の規定により決定した貸付けについて、貸付けの決定を受けた者の同意を得て、同条の規定による改正後の松戸市高等学校入学資金貸付条例の規定により決定を受ける場合と同様の決定内容に変更する決定をすることができる。
- 3 病院事業管理者は、第2条の規定による改正前の松戸市病院事業助産師及び看護師奨学金貸付条例又は第3条の規定による改正前の国保松戸市立病院附属看護専門学校生徒等修学資金貸付条例の規定により決定した貸付けについて、貸付けの決定を受けた者の同意を得て、第2条の規定による改正後の松戸市病院事業助産師及び看護師奨学金貸付条例又は第3条の規定による改正後の国保松戸市立病院附属看護専門学校生徒等修学資金貸付条例の規定により決定を受ける場合と同様の決定内容に変更する決定をすることができる。